

お客様各位



## フィリピンご入国に関してのご案内

フィリピンへのご旅行に際して、お客様に安心かつ円滑なご旅行をして頂くために、外務省海外安全ホームページより、ご入国に関する注意事項をご案内させていただきます。

お客様ご自身でも最新の情報を外務省海外安全ホームページにてご確認ください。

### パスポートの有効期限・査証に関して

日本国籍の方に関しては、**パスポートの有効期間が6か月以上残っていること**及び復路の航空券を提示することが必要です。

観光目的で、かつ、**21日間以内**(日数は到着日から起算)の滞在であれば、**査証の取得は必要ありません**。ただし、**15歳未満**の子供は単独で入国することができません。また、親以外の保護者同伴での入国や、パスポートの姓が同一でない親子の入国も査証が必要となる場合がございますので、その都度お客様ご自身で大使館へご確認をお願いいたします。

### 刺青/タトゥーに関して

最近、ファッション的な要素に関しても、刺青/タトゥー(シール状の刺青)が入っている場合、強制送還されるケースがございますのでご注意ください。また、指の欠損などの身体的特徴から日本の犯罪組織に属するものと判断され、入国を拒否される例もあります。

### 持ち込み/持ち出す金額や両替に関して

出入国に際して、**1万米ドル相当額以上**の外貨を持ち込み、又は、持ち出す場合は、申告が義務づけられています。現地通貨(ペソ)については、**10,000ペソ以上**の持ち出し、持ち込みが禁止されています。両替は、空港、銀行、ホテル、街中の両替商で可能ですが、**トラベラーズ・チェックはほとんど使用できません**。出国時に余ったペソ貨は空港で外貨に両替できますが、外貨をペソ貨に両替した時の領収書の提示を求められることがありますのでご注意ください。

### 在日外国籍の方に関して

在日外国籍の方に関して、国籍等によりフィリピン査証の取得必要の有無が異なりますので、お客様ご自身にて大使館へご確認ください。

出入国に関する損害等は当社が責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

外務省海外安全相談センター：東京都千代田区霞が関2-2-1 電話(外務省代表)03-3580-3311(内線)2902  
フィリピン大使館 電話：03-5562-1600

NO.02-Z-0015-070803